

にほんごがくしゅうかい 日本語学習会のご案内

れいわ ねん どのにほんごがくしゅうかい
令和7年度日本語学習会

れいわ ねん がつ にち かいさいよてい
令和7年 4月9日 19:00~21:00 開催予定

ばしょ くらよししんけんぶんか
場所：倉吉市人権文化センター

ないよう にちじょうせいかつ ひつよう にほんご まな
内容：日常生活に必要な日本語を学ぶ

ぼしゅう
ボランティアを募集しています！



倉吉市人権文化センターでは、外国にルーツがある人が安心して日常生活を送ることができるよう日本語学習会を開催しています。

日本語学習会では受講者の皆さんと一緒に日本語を学び、指導していただくボランティアの方を募集します。詳しくは倉吉市人権文化センターまでお問い合わせください。

申込・問合せ… 倉吉市人権文化センター (☎0858-22-4768)

◎生活の中でお困りのことはありませんか？



一人で抱え込まずに相談してみませんか？
お困りのことがあればお気軽にお越しください。
電話対応もいたします。
※ご相談いただいた内容は秘密厳守いたします。
安心してご相談ください。

◎差別落書きや人権侵害に気づいたら！すぐにお知らせください！

差別発言などの人権侵害や差別落書きは許されない行為です。発見された場合は倉吉市人権政策課または最寄りの人権文化センターまでご連絡ください。

連絡先：倉吉市人権政策課 ☎ (0858) 22-8130

倉吉市人権文化センター ☎ (0858) 22-4768

ま ず な

倉吉市人権文化センターだより

2025年4月1日 発行 No.172号

発行所：倉吉市人権文化センター

住所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

お気軽に倉吉市人権文化 センターへお越しください！



地域の皆さまには、倉吉市人権文化センターの各事業及び活動についてご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

倉吉市人権文化センターでは、さまざまな立場の人を大切に「誰もが安心して暮らせる社会」をめざし、地域のみなさんにつながる居場所づくりのためのさまざまな事業を展開しています。

ぜひお気軽に倉吉市人権文化センターまでお立ち寄りください。皆様のお越しを心よりお待ちしております。

人権文化センターではこんなことに 取り組んでいます！

◇地域福祉事業

共生社会の実現をめざした取り組みを行っています。

- ・日本語教室(4月~令和8年3月) ・手話教室(5月~10月)
- ・外国にルーツがある方との交流 ・相談業務

◇地域交流事業

地域の仲間のつながりや居場所づくりとして開催しています。

- ・地域サロン(年2回程度) ・人権問題講演会

◇子ども育成事業

人権について学ぶことで、人権意識の向上をめざすとともに、学校間を超えた仲間づくりを行うことを目的としています。

- ・就学前児童に対する人権学習 ・小学生・中学生地区学習会
- ・SDGsを考える取り組み ・中学校・高校交流事業

◇人権啓発事業

- ・倉吉市人権文化センターだより「きずな」の発行を行います
- ・部落(同和)問題をはじめ、子どもの人権などさまざまな人権課題の解決に向けて、研修会・講演会等を開催しています
- ・人権に関するDVD・書籍の貸出を行っています

今年度の予定

- 4月~ 日本語学習会
- 5月~ 手話教室
- 8月 子ども育成事業
(小学生対象)
- 10月 子ども育成事業
(就学前児童対象)
- 11月 ふれあいサロン
他

※事業開催予定が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。



令和6年度 日本語学習会の様子



倉吉市人権文化センターでは毎年、倉吉市に在住している外国にルーツがある人を対象に、地域や職場においてより良い関係のもと安心、安全な生活ができ仲間と楽しく過ごすための日本語学習会を開催しています。令和6年度も通常の学習会に加え、異文化交流や在留資格に関する講演会などさまざまな事業に取り組みました。

学習の様子

参加者一人ひとりが自分が目標としていること、学習したいことに向かって、支援者の方と協力して日本語の勉強を進めています。



交流会・国際交流フェスティバル

令和6年度は2回交流会を開催しました。7月には日本文化の紹介としてちまき作りを行い、そうめんを参加者全員で食べました。12月にはベトナムの伝統料理であるフォーを作り、また参加者が各国の伝統料理を持ち寄り、クリスマス会を行いました。

11月の国際交流フェスティバルではさまざまな国の伝統料理を販売し、普段の日本語学習会の様子などを参加者の皆さんに知っていただくことができました。



在留資格に関する講演会

10月に広島から出入国在留管理局の方にお越しいただき、在留資格についての勉強会を行いました。制度が変わることや、普段は聞くことができない詳しい話を聞くことができ、質問が参加された方から多く出るなど、充実した講演会になりました。



令和7年度も日本語学習会を開催予定です！詳しくは倉吉市人権文化センター（☎22-4768）までお問い合わせください！

若年層の性暴力被害予防月間 （4月1日～30日）



性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されません。

政府は、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害にあうリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開することとしています。

相手の同意のない性的な行為は性暴力であり、許されるものではありません。もし、自分が同意していない性的な行為をされたら、それは性暴力です。ひとりで抱え込まずに相談してください。

□性暴力とは…

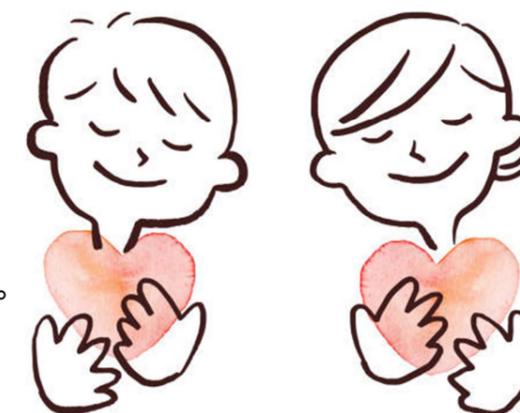
同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害です。

例えば…

- 着替えやトイレ、入浴をのぞかれた
- プライベートゾーンを触られた
- 望まないキスや性行為をされた
- 避妊に協力してくれない
- アルコールや薬物を使用して性行為をされた
- 下着姿や裸の写真、動画を撮られた
- SNSで知り合った相手から性的な被害を受けた

□被害に遭わないために

- 「簡単にお金を稼げる」に注意する。
- 友人や知人からの勧誘であっても安心しない。
- 少しでも不安だと思うことやイヤだと思うことは断る。
- 個人情報を安易に教えない。
- 自分自身を守るために正しい知識を得る。



もしも、性暴力の被害にあってしまったら、できるだけ早めに警察や相談窓口にご相談してください。

検査を受けることや、これからのようにしたらよいかなど、あなたの不安に寄り添いながら、支援を行う、安心して相談できる窓口があり、プライバシーは守られます。

〔電話相談〕性犯罪・性暴力被害者のための

はやくワンストップ
ワンストップ支援センター #8891

ハートさん
〔性犯罪被害電話相談（警察）〕 #8103

〔SNS相談〕Curetime（キュアタイム）

あなたのからだところは、
あなた自身のものです
（内閣府男女共同参画局ホームページ参照）